

川崎市入札契約制度再検証中間報告

2009（平成21）年1月

川崎市財政局

— 目 次 —

| | |
|----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 総論 | 2 |
| 1 再検証を実施した背景 | |
| 2 実施の方法 | |
| 3 組織 | |
| II 検証の実施（第1次検証） | |
| 1. 検証項目 | 3 |
| 2. 検証内容及び今後の方針 | |
| (1) 予定価格の公表方法 | 3 |
| (2) 最低制限価格の設定及び失格基準 | 6 |
| (3) 前払金制度のあり方 | 8 |
| (4) 緊急経済対策の一環として実施済みの項目等 | |
| ① 公共工事等の前倒し発注の実施 | 9 |
| ② 公的債務支払いの早期化 | 9 |
| ③ 適切な競争入札参加条件（実績・地域要件等）の設定 | 9 |
| ④ 単品スライド条項の適正運用 | 10 |
| ⑤ 予定価格への実勢価格の反映 | 10 |
| ⑥ 入札情報発信システムの構築 | 10 |
| ⑦ 地域建設業経営強化融資制度への対応 | 11 |
| ⑧ 緊急雇用対策に資する制度の導入 | 11 |
| ・ 川崎市入札契約制度検討会等の構成 | 12 |
| ・ 入札契約制度再検証審議経過 | 13 |

はじめに

平成15年6月に市長の諮問を受けて設置された川崎市入札・契約制度改革検討委員会から、その検証結果について示された「入札・契約制度改革への提言」（平成16年1月）は、本市における適正な入札契約制度の確立に向けた重要な内容を網羅しており、本市においては、今日まで、この提言を最大限尊重して入札契約制度の改革に取り組んできた。

しかしながら、その後の著しい社会経済情勢の変動の影響を受けて、地方自治体の入札契約制度を取り巻く環境は大きく変化してきている。

特に、公共工事の入札契約制度においては、かつての価格競争のみの入札方式から、価格と品質が総合的に優れた内容の契約の実現へと重点を移し、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が施行された。

また、建設資材の著しい高騰に対処するために、平成20年6月に「単品スライド条項」を28年ぶりに適用したことにも象徴されるように、経済情勢も激動の最中にあり、本市の入札契約制度についても、これらの環境の変化に適切に対応することが喫緊の課題となってきている。

これらの事実を踏まえて、公平性・透明性・競争性の確保という入札契約制度の原則を歪めず、また、「入札・契約制度改革への提言」の精神を継承しつつ、時代に適応したより良い入札契約制度を確立することを主たる目的として、入札契約制度を再検証することとした。

なお、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界経済の混乱により国内経済も減速傾向を強め、中小企業者の多い本市経済は大きな影響を受けることとなったため、平成20年10月14日には市長を本部長とした川崎市緊急経済対策本部を設置して、市内経済の安定化に向けた取り組みを開始し、緊急経済対策の一環として位置付けられる入札契約制度の複数の項目については、本文中に記載した川崎市入札契約制度検討会等の検討を待たずに方針を策定し、即時実施した。

今後においては、検証の成果を最大限に生かすとともに、この中間報告には記載されていない課題について検証を進めていくこととする。

また、市内企業、特に中小企業者にとって厳しい経営環境が継続する中で、市内経済活性化のために、雇用対策を含めた緊急性が高いと認められる検討項目については、引き続き迅速に対応することを基本方針としていく。

2009（平成21）年1月

I 総論

1 再検証を実施した背景

- (1) 入札契約制度を取り巻く社会経済情勢の大きな変動に対して適切に対処できるような制度全体を再検証することとした。
- (2) 国内経済の減速傾向に伴い、中小企業者の多い本市経済も大きな影響を受けることとなったため、入札契約制度上の対策も早急に実施する必要性が生じた。
- (3) 総務省及び国土交通省からは「建設業における安心実現のための緊急総合対策の適切な実施について」（平成20年9月12日付）において、建設業の疲弊への対応を主眼とした緊急対策の実施を各自治体に要請されている。
- (4) 総合評価一般競争入札については、現在、試行実施を行ってから2年経過し、平成22年度の本格実施に向けて、課題等の整理をしていく必要がある。
これらの事実を踏まえて入札契約制度を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対して、適切に対応する必要性が生じた。

2 実施の方法

- (1) 平成20年10月から平成21年10月までの期間を、1次2次の2期に分けて検証を実施する。
- (2) 第1次検証では、「建設業における安心実現のための緊急総合対策の適切な実施について」（平成20年9月12日付）に示された緊急性の高い項目を中心に、又、第2次検証においては、第1次検証項目以外の項目について検証を実施する。
- (3) 庁内検討会による検証及び学識経験者の意見聴取を実施する。
- (4) 第1次検証項目についてはその緊急性に鑑み、早期に実施する。

3 組織

(1) 庁内検討会

- ・入札契約制度再検証の実施にあたって予想される実務上の課題等を十分に把握する必要があることから、次のとおり、庁内検討会を設置した。

①川崎市入札契約制度検討会（以下「検討会」という。）

- ・財政局及び工事部局の部課長級職員により構成する。

- ・川崎市入札契約制度実務担当者検討会の検証結果を審議する。
- ②川崎市入札契約制度実務担当者検討会（以下「実務担当者検討会」という。）
 - ・財政局及び工事事務部の係長級の実務担当者により構成する。
 - ・制度及び実務について検証を実施し、結果を検討会に報告する。
- (2) 川崎市入札監視委員会（学識経験者意見聴取）
 - ・検討会の検証結果について、川崎市入札監視委員会の委員から意見を聴取する。

II 検証の実施（第1次検証）

1. 検証項目

- (1) 予定価格の公表方法
- (2) 最低制限価格の設定及び失格基準
- (3) 前払金制度のあり方
- (4) 緊急経済対策の一環として実施済みの項目等
 - ①公共工事等の前倒し発注の実施
 - ②公的債務支払いの早期化
 - ③適切な競争入札参加条件（実績・地域要件等）の設定
 - ④単品スライド条項の適正運用
 - ⑤予定価格への実勢価格の反映
 - ⑥入札情報発信システムの構築
 - ⑦地域建設業経営強化融資制度への対応
 - ⑧緊急雇用対策に資する制度の導入

2. 検証内容及び今後の方針

(1) 予定価格の公表方法

①課題の整理

予定価格の公表時期については、「入札・契約制度改革への提言」（以下、「提言」という。）において、「官・産の癒着の疑惑を招かないなど透明性・公正性確保の重要性に鑑み、当面、予定価格を事前公表すべきである。」とされ、本市においては、平成16年4月以降、予定価格は事前公表を原則としてきた。

しかしながら、予定価格の事前公表については、総務省及び国土交通省からの

「公共工事の入札・契約の適正化の推進について」（平成20年3月31日付）により「（事前公表をされた）価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること及び過去の類似工事から最低制限価格を推測して、低価格での入札（ダンピング）が行われる可能性がある。」等の懸念を指摘されており、過去のデータ等により検証を実施することとした。

なお、「提言」においては「（予定価格の事前公表については）その弊害が顕著と認められる時は、市は直ちに中止することが出来る。」とされている。

② 現状の分析

本市の過去の入札結果を検証したところ、予定価格の事前公表を実施していなかった平成15年度の「最低制限価格近辺での落札件数」と事前公表に切り替えた平成16年度以降の同件数を比較すると、大多数の業種において同件数が増加している事実が認められた。

なお、他の政令指定都市においては、平成19年度時点では、一部試行を含めて16市中2市が事後公表を取り入れていたが、平成20年11月現在においてはさらに4市が事後公表の導入について検討を開始している。

③ 検討会における意見等

- ・事後公表に移行する場合、その目的を明確にしておく必要がある。
- ・事後公表に切り替える場合は、規模の大きい工事から順に段階的に拡大していった方が良いのではないか。
- ・予定価格の公表方法を事前から事後公表に切り替えた場合、今後、職員に対して、外部から不正に情報を入手しようとする行為等の発生が懸念される。その防止策について検討する必要がある。

④ 学識経験者の意見

- ・予定価格の事前公表、事後公表はともに長所・短所があるので、事後公表の試行実施をする場合、あくまで事前公表の短所と指摘されていることが事実であるかを検証するために実施するのであり、試行後の事後公表の本格実施を前提とするものではない。

- ・工事部局の意見として、業者との接触を危惧し、しっかりした対応をしていきたいとの意見が出ているが、制度の構築にあたって、実際に業者と接触する職員の声を反映させることは重要な要素であり、抽象的なものではなく、具体的な対策が必要である。
- ・最低制限価格に近い価格での入札が即ダンピングということではないので、一部の入札を事後公表で試行実施した結果、事前公表で実施した入札の方が最低制限価格に近い入札が多いという結果が出ても、その事実のみをもって事後公表の制度の方が良いということが証明されたことにはならず、更に詳細な分析が必要である。
- ・以上を踏まえたうえで、一部の入札について予定価格の事後公表を試行的に実施することが適切である。

⑤ 決定した方針等

- ・予定価格の事後公表を試行実施する。
- ・業種別ランク別に全工事の2分の1を対象として実施する。
- ・試行期間は2年程度とする。
- ・試行開始時期は平成21年度とする（平成21年度契約準備行為分〔※〕については一部実施）。
- ・結果については事前公表及び事後公表の落札率比較、落札率と工事成績評点の相関関係等により分析・検証を実施する。

※契約準備行為：入札等の契約事前手続きを年度開始前に行うこと

⑥ 今後の課題等

- ・契約準備行為案件の抽出方法等について、早急に関係局で協議する。
- ・平成21年度の試行実施方法について、関係局で協議する。
- ・予定価格及び設計金額等の漏えい防止について、庁内に周知徹底を図る。
- ・試行結果を検証するための手法等について、検討会において協議する。
- ・外部からの不正な働きかけ等に対しての実効性のある対策を検討会において協議する。

(2) 最低制限価格の設定及び失格基準

① 課題の整理

(ア) 最低制限価格の設定について

最低制限価格制度とは、地方自治法施行令第167条の10第2項の定めにより、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格を基に定めた最低制限価格を下回った入札をした者の入札を無効とする制度である。

最低制限価格の設定にあたっては、総務省及び国土交通省からは「公共工事の入札・契約の適正化の推進について」（平成20年12月22日付）等の文書により、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（以下、「公契連モデル」という。）の算定方式により適宜適切に見直すことが要請されている。

(イ) 失格基準の設定について

最低制限価格制度の対象ではない工事入札において、予定価格を基に定めた低入札調査基準価格を下回った価格の入札があった場合には、この入札を行なった者を落札候補者として、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、低入札価格調査を実施することとしているが、この入札価格がさらに一定の基準を下回っていた場合に自動的に失格とする基準を失格基準という。

総務省及び国土交通省は「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成20年12月22日付）において、ダンピング受注の排除を徹底するため、低入札価格調査制度の積極的な導入・活用及び同制度において品質確保等のために失格基準を設けるよう要請している。

② 現状の分析

(ア) 最低制限価格の設定について

本市においては、最低制限価格については予定価格3億円未満の工事入札については70%から85%までの範囲内で、また、契約課発注分の工事系業務委託については、業種ごとに、過去の落札率を参考として、最低制限価格を設定してきた。

なお、工事入札の最低制限価格の設定方法については、本市においては、既に、公契連モデルに従って、平成20年6月1日に見直しを実施している。

また、他の政令指定都市における工事系業務委託の最低制限価格の設定状況については、16市中5市が設定している。

なお、神奈川県においては、平成21年度から工事系業務委託について、最低制限価格が新たに設定される見込みである。

(イ) 失格基準の設定について

本市においては予定価格3億円以上の工事等については、低入札価格調査制度の対象としている。なお、失格基準については設定していない。

また、他の政令指定都市における失格基準の設定状況については、平成20年9月現在、16市中8市が実施している。

③ 検討会における意見等

(工事系業務委託の最低制限価格の設定)

- ・完成物等の品質を確保するために、神奈川県と同程度とすることも選択肢と考えられる。
- ・設定する基準の根拠を明確にする必要がある。

(失格基準の設定)

- ・過度な安値受注が行われると、粗雑工事の発生、下請業者へのしわ寄せの可能性のあることから、失格基準を設けることはその防止策となることが期待できるのではないか。

④ 学識経験者の意見

- ・工事系業務委託の最低制限価格の設定の見直しについては、設定する根拠を明確にする必要がある。
- ・工事入札の失格基準を設定することについては、失格基準の設定基準等を明確にしなければならない。

⑤ 決定した方針等

- ・ 工事系業務委託の最低制限価格の設定方法については、他の自治体の状況などを参考として、設定基準の見直しを実施する。
- ・ 工事の入札における失格基準については、工事案件の選定方法及び失格基準の設定方法について協議・検討を進める。

⑥ 今後の課題等

- ・ 工事系業務委託の最低制限価格の設定基準を明確にする。
- ・ 失格基準を適用する場合の工事案件の選定方法及び失格基準の設定方法を明確にする。

(3) 前払金制度のあり方

① 課題の整理

公共工事契約における前払いについて、地方自治法施行令及び同施行規則附則第3条第1項に基づき、その割合は材料費等の4割を超えない範囲と規定されており、また、同2項において、一定の要件を備えていれば、中間前払金についても、2割を超えない範囲で認められている。

② 現状の分析

公共工事に要する経費の前払金として、本市では、「土木建築に関する工事請負金額の4割に相当する額」、「土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造請負金額の3割に相当する額」、「測量請負金額の3割に相当する額」について、原則前払いを実施している。

中間前払金については、現在実施していない。

③ 検討会における検討内容

- ・ 中間前払金が受注者にとってどの程度の需要があるか判断が難しいが、制度として整備されていないことは課題である。
- ・ 中間前払金の実施については検査や金額の算出が困難な面はあるが、金額の大きな案件や工期の長い案件については、実施することが適当ではないか。

④ 学識経験者の意見

- ・受注者にとって有益なものであり、市側にとっても特に問題がないのであれば制度として整備することは適切である。

⑤ 決定した方針等

中間前払金制度を適用できるよう規則改定及び運用基準の整備等に着手する。

⑥ 今後の課題等

- ・対象とする工事の規模及び業種等についての運用基準の決定

(4) 緊急経済対策の一環として実施済みの項目等

① 公共工事等の前倒し発注の実施

市内中小企業者の経営環境が厳しい状況のなかで、工事請負等の前倒し発注を実施した。また、平成21年度以降についても可能な限り早期の発注を実施していく。

- ・平成20年度前倒し発注見込（平成20年10月31日時点）

工事18億円 委託1億円 物品3億円 合計22億円

② 公的債務支払いの早期化

契約規則上は「適法な請求があった日から、工事にあつては40日、その他の契約にあつては30日以内に支払うものとする」と規定されている公的債務の支払い期日を、それぞれ2分の1の20日、15日に短縮することを目標に運用を開始した。

③ 適切な競争入札参加条件（実績・地域要件等）の設定

工事、業務委託及び物品調達契約において、可能な限り市内中小企業へ優先発注することを徹底してきたが、更に今後においては、市外企業まで対象を広げて実施している入札においても、原則として、市内中小企業を優先することを基本方針とした。

また、請負実績などが評価項目となる「総合評価一般競争入札」及び本市と

の災害協定締結などを評価項目として、その評価点等を入札参加条件とする「主観評価項目制度」を拡大実施している。

④ 単品スライド条項の適正運用

鋼材類及び燃料油の材料価格の著しい価格変動に対応できるよう、平成20年6月26日より、川崎市工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）に基づき、工期内にこれらの工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となった場合に、請負者が請負金額の変更を本市に対して請求できるよう同条項を適用した。

さらに、同年10月1日には対象工事材料を全ての品目に拡大した。

⑤ 予定価格への実勢価格の反映

本市においては、毎年4月、7月、10月、1月の3か月ごとに設計金額に反映する建設資材価格の改定を実施しているが、最近の市場の動向を踏まえ、価格高騰が著しいH形鋼、異形棒鋼、丸鋼など8品目116種類の鋼材を対象として、平成20年5月1日に臨時改定を実施した。

さらに、価格変動が著しいと判断した建設資材について、引き続き臨時改定を実施している。

なお、いわゆる「歩切り」による予定価格の切り下げは、本市においては実施していない。

⑥ 入札情報発信システムの構築

従来は各企業が市のホームページで確認して得ていた入札情報を、今後は電子メールにより本市から積極的に配信することにより、市内企業の入札参加機会の拡大を図る。

「入札情報発信システム」の構築までは当面の対応として、市内登録企業に向けて、市のホームページに新たな入札情報が公告された旨を知らせるメールの配信を平成20年10月29日から開始した。

今後は「入札情報発信システム」を平成20年度内に構築し、平成21年4月中に配信を開始する予定となっている。

この「入札情報発信システム」については、事業内容、日程、参加条件等の入札情報を市のホームページ掲載と同時に、当該入札案件に参加可能な市内の登録企業に対して、当該入札案件の主な入札情報を発信することを予定している。

⑦ 地域建設業経営強化融資制度への対応

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設事業者の資金調達の円滑化に向けて、本市が発注した工事について、国土交通省の創設した「地域建設業経営強化融資制度」の利用が図れるよう、工事請負契約約款第6条第1項ただし書に基づく請負代金額の債権譲渡を承諾する制度を平成20年12月19日から実施した。

この制度は、融資を希望する中小・中堅元請建設事業者が、本市の承諾を得て、工事請負代金債権を担保に融資を受けることができる制度である。

・運用期間

平成20年12月19日から平成23年3月末日まで

⑧ 緊急雇用対策に資する制度の導入（新たな検討項目）

離職者の新規雇用を主観評価項目制度の評価項目に加えるなど、雇用対策に有効な制度の導入について検討会において協議する。

川崎市入札監視委員会

(学識経験者意見聴取)

| |
|--------------|
| 國重 慎二(弁護士) |
| 畑尻 剛(中央大学教授) |
| 本橋美智子(弁護士) |

川崎市入札契約制度検討会

| 座長 財政局管財部長 | | |
|---------------|---------------|------|
| 財政局 | 建設局 | 水道局 |
| 契約課長 | 庶務課長 | 契約課長 |
| 環境局 | 技術監理課長 | 交通局 |
| 庶務課長 | 道路整備課長 | 経理課長 |
| 庶務課主幹(工事検査担当) | 施設課長 | 病院局 |
| 公園緑地課長 | 管路課長 | 経理課長 |
| 施設課長 | 港湾局 | |
| まちづくり局 | 庶務課長 | |
| 庶務課長 | 庶務課主幹(技術監理担当) | |
| 検査課長 | 川崎港管理センター整備課長 | |
| 住宅建設担当主幹 | | |
| 施設計画課長 | | 計21名 |

※財政局及び水道局、交通局、病院局は、契約主管課長を委員とする

川崎市入札契約制度実務担当者検討会

| 座長 財政局契約課長 | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 環境局 | 建設局 | 水道局 |
| 庶務課経理係長 | 庶務課経理係長 | 契約課主査 |
| 庶務課工事検査担当主査 | 技術監理課主査 | 交通局 |
| 緑政部主査 | 道路整備課主査 | 経理課主査 |
| 施設部主査 | 施設課主査 | 病院局 |
| まちづくり局 | 管路課主査 | 経理課主査 |
| 庶務課経理係長 | 港湾局 | 財政局契約課 係長4名 |
| 検査課主査 | 庶務課経理係長 | |
| 住宅建設担当主査 | 庶務課技術監理主査 | |
| 施設整備部主査 | 川崎港管理センター主査 | 計24名 |

【入札契約制度再検証審議経過】

平成 20 年 10 月 29 日(金)

第 1 回川崎入札契約制度検討会・実務担当者検討会合同会議

平成 20 年 11 月 21 日(金)

第 2 回川崎市入札監視委員会

平成 20 年 11 月 26 日(水)

第 2 回川崎入札契約制度実務担当者検討会

平成 20 年 11 月 28 日(金)

第 2 回川崎入札契約制度検討会

平成 20 年 12 月 3 日(水)

第 3 回川崎市入札監視委員会

平成 21 年 1 月 6 日 (火)

第 3 回川崎入札契約制度実務担当者検討会

平成 21 年 1 月 8 日 (木)

第 3 回川崎入札契約制度検討会

平成 21 年 1 月 14 日 (水) 17:30~

第 4 回川崎市入札監視委員会

※第 1 回入札監視委員会は、平成 20 年 5 月 23 日に開催された。(入札契約制度に関しての協議は実施されていない。)

川崎市入札契約制度再検証中間報告（概要版）

本市における入札契約制度改革は平成15年度に設置された「川崎市入札・契約制度改革検討委員会」による検証結果を基本方針として取り組んできたため、この度の検証は再検証として位置付けた。

1 再検証を実施した背景

- ・入札契約制度を取り巻く社会経済情勢の大きな変動に対して適切に対応できるよう、制度全体を再検証することとした。
- ・国内経済の減速傾向に伴い、中小企業者の多い本市経済も大きな影響を受けることとなったため、入札契約制度上の対策も早急に実施する必要性が生じた。
- ・総務省及び国土交通省は建設業の疲弊への対応を主眼とした緊急対策を各自治体に要請した。

2 検証の方法

(1) 検証期間

平成20年10月から平成21年10月までの期間を2期に分けて実施

- ・第1次検証（期間 平成20年10月から平成21年1月まで）

「建設業における安心実現のための緊急総合対策の適切な実施について」（総務省・国土交通省平成20年9月12日付）に示された緊急性の高い項目を中心に実施

- ・第2次検証（期間 平成21年2月から平成21年10月まで）

第1次検証項目以外の項目について実施

(2) 庁内検討会の設置

- ・川崎市入札契約制度検討会（部課長級職員）
- ・川崎市入札契約制度実務担当者検討会（係長級職員）

(3) 学識経験者の意見聴取

- ・川崎市入札監視委員会

3 検証の実施及び今後の方針（第1次検証）

(1) 予定価格の事前公表の再検証

- ・課題の整理

本市において現在実施している予定価格の事前公表は、透明性公正性確保の観点から有効であるとされる一方で、ダンピング受注を招く等の懸念も指摘されている。

一方、本市の過去の入札結果を調査したところ、予定価格の事前公表を実施していなかった平成15年度の「最低制限価格近辺での落札件数」と事前公表に切り替えた平成16年度以降の同件数を比較すると、大多数の業種において増加している事実が認められた。

・川崎市入札契約制度検討会意見

事後公表とした場合は、情報漏えい等の発生防止に注意する必要がある。

・川崎市入札監視委員会意見

事前公表及び事後公表にはそれぞれ長所短所があるので、試行実施した場合はその結果を詳細に分析し、その後の公表方法のあり方を決定すべきである。

◎決定した方針等

- ・ 予定価格の事後公表を試行で実施する。
- ・ 業種別ランク別に全工事の2分の1を対象として実施する。
- ・ 試行期間は2年程度とする。
- ・ 試行開始時期は平成21年度とする（平成21年度契約準備行為分については一部実施）
- ・ 結果については事前公表及び事後公表の落札率比較、落札率と工事成績評点の相関関係等により分析・検証を実施する。

※契約準備行為：入札等の契約事前手続きを年度開始前に行うこと

(2) 最低制限価格の設定及び失格基準

・課題の整理

財政局契約課発注の工事系業務委託の最低制限価格の設定については過去の落札率を参考にして決定している。

工事入札における失格基準については、ダンピング受注の防止等に一定の効果が期待できるが、本市においては設定していない。

・川崎市入札契約制度検討会意見

工事系業務委託の最低制限価格の設定は基準の根拠を明確にする必要がある、また、失格基準については過度な安値受注による弊害を防止できる。

・川崎市入札監視委員会意見

工事系業務委託の最低制限率の見直し及び工事入札における失格基準については、それぞれ根拠を明確にしたうえで実施すること。

◎決定した方針等

- ・ 工事系業務委託の最低制限価格の設定方法については、他の自治体の状況などを参考として基準の見直しを実施する。
- ・ 工事の入札における失格基準については、工事案件の選定方法及び失格基準の設定方法についての協議・検討を進める。

(3) 前払金制度のあり方

- ・課題の整理

本市では、工事代金の前払いは実施しているが、中間前払いについては未実施となっている。

- ・川崎市入札契約制度検討会意見

大型の案件については実施すべきではないか。

- ・川崎市入札監視委員会意見

受注者にとって有益であり、市にとっても支障が無いのであれば実施すべきである。

◎決定した方針等

中間前払金制度を適用できるよう規則改定及び運用基準の整備等に着手する。

(4) 緊急経済対策の一環として実施済みの項目等

①公共工事等の前倒し発注の実施

市内中小企業者の経営環境が厳しい状況のなかで、工事請負等の前倒し発注を実施した。

- ・平成20年度前倒し発注の実施

工事18億円 委託1億円 物品3億円 合計22億円 (10月31日時点)

②公的債務支払いの早期化

契約規則上に規定されている公的債務の支払い期日を、2分の1に短縮することを目標に運用を開始した。

工事契約 40日以内→20日以内 その他の契約 30日以内→15日以内

③適正な競争入札参加条件（実績・地域要件等）の実施

市内中小企業への優先発注について、今後においては更に、市外企業まで対象を広げて実施を予定している入札についても、原則として、市内中小企業を優先することを基本方針とした。

④単品スライド条項の適正運用

平成20年6月26日より、川崎市工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド条項）に基づき、工期内に鋼材類等の工事材料の価格に著しい変動が生じ、請負金額が不相当となった場合には、請負者が請負金額の変更を本市に対して請求できるよう同条項を適用した。

さらに、10月1日には対象工事材料を全ての品目に拡大した。

⑤ 予定価格への実勢価格の反映

本市においては、適宜設計金額に反映する建設資材価格の改定を実施しているが、最近の市場の動向を踏まえ、価格高騰が著しい工事材料について臨時改定を実施した。

なお、いわゆる「歩切り」による予定価格の切り下げは、本市においては実施していない。

⑥ 入札情報発信システムの構築

従来は各企業が市のホームページで確認して得ていた入札情報を、今後は電子メールにより本市から積極的に発信することにより、市内企業の入札参加機会の拡大を図る。

10月29日 市内登録企業に向けて、市のホームページに新たな入札情報が公告された旨を知らせるメールの配信を開始した。（「入札情報発信システム」の稼働までの当面の対応）

20年度中 「入札情報発信システム」構築

21年4月中 「入札情報発信システム」稼働

※事業内容、日程、参加条件等の入札情報を市のホームページ掲載と同時に、入札案件の業種毎に、市内登録企業に対して発信

⑦ 地域建設業経営強化融資制度への対応

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設事業者の資金調達の円滑化に向けて、本市が発注した工事について、国土交通省の創設した「地域建設業経営強化融資制度」の利用が図れるよう、工事請負契約約款第6条第1項ただし書に基づく請負代金額の債権譲渡を承諾する制度の運用を開始した。

・運用期間

平成20年12月19日から平成23年3月末日まで

⑧ 緊急雇用対策に資する制度の導入（新たな検討項目）

離職者の新規雇用を主観評価項目制度の評価項目に加えるなど、雇用対策に有効な制度の導入について川崎市入札契約制度検討会で協議を進める。